

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」附属書の解釈等について

輸入注意事項59第12号 (59. 8. 18)

改正①輸入注意事項12第169号 (12. 12. 26) ②輸入注意事項13第30号 (13. 5. 31)

昭和41年4月通商産業省告示第170号(輸入公表)において絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)の附属書に掲げる種に属する動植物及びその派生物の輸入については、輸入割当又は通関時の確認等を受けなければ輸入することができないこととなっています。

ワシントン条約は、その趣旨及び目的にかんがみ、野生動植物に関するものであり、明らかに家畜・家禽類である下記の種(これらの種の個体の一部及び派生物を含む。)は、輸入規制の対象外となります。

なお、動植物及びその派生物を輸入しようとする場合であって、当該動植物がワシントン条約に基づく輸入規制の対象となるものか否か判定困難な場合には、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課(野生動植物貿易審査班)に御相談下さい。①②

記

ネコ科 (Felidae)

イエネコ (Felis catus)

ガチョウ科 (Anatidae)

ガチョウ (Anser anser var. domesticus (ヨーロッパ系))

及び Cygnopsis cygnoid var. orientalis (東洋系))

アヒル (Anas platyrhynchos var. domestica)

ハト科 (Columbidae)

イエバト (Columbia livia var. domestica)

(参 考)

ワシントン
条約実施の
対象外とし
て取扱う種

品 種 の 名 称

イエネコ	(短毛種) アビシニアン、アメリカンショートヘア、アメリカンワイヤーヘア、ボンベイ、ブリチイッシュショートヘア、パーミーズ、シヤルトリユー、シヤム、エキゾチイックショートヘア、ハバチ、アラウン、マンクス、コラット、レックス、ロシアンブルー、ヌフィンクス、日本ネコ等 (長毛種) パーサン、パルニーズ、シムリックス、ヒラヤン、ベルシヤ、ソマリ、アンゴラ、メインクーン等
アヒル	カーキキャンベル、ルーアン、ペキン、バフオーピントン、インデアンランナ、エイルズベリー、デイクレフ、バリダック、アオクビ、バリケン、ドバン (アヒル・バリケン) 等
ガチョウ	シナガチョウ、ツールーズ、エヌデン、ローマン、ピグルム、アフリカガチョウ、エジプト、カナダ等
イエバト	(伝書バト) ホーサー、ストル、ベルシヤ、リエージュ、アンベルソラー、ドラグーン、イングリッシュキヤリア等 (愛玩種) ジャコピン、クジヤクバト、ポーター、タンナラー、マダバイ、オリエンタルファル、ヌキヤンダル、トランペッター、ダービット、ヌコロ、アウル、テツナラー等 (食用種) ホワイトキング、ラント、カルノー、サルテス、ハンガリヤン、ユトラッサー、ヌイスモンディン、ラホール等